



坪井のしだれ桜

**高山村**は、長野県の北東部に位置し、長野市からおおよそ20kmの距離にあります。平成26年4月1日現在の人口は7,436人、世帯数が2,395世帯で、りんごやぶどうなどの果樹を中心とした農業と8箇所の温泉からなる農業と観光の村です。

高山村では平成22年に景観の部門で、「しだれ桜の古樹が広がる里山の原風景」、「松川渓谷と笠岳山麓の自然美」、「環境保全型の農村景観（ワイン葡萄・りんご）」の3つを申請し、連合に加盟しました。



黒部のエドヒガン桜

「しだれ桜の古樹が広がる里山の原風景」  
高山村には樹齢600年以上と推定される坪井のしだれ桜をはじめ、樹齢100年以上のしだれ桜が20本余り点在し、春には一本桜として美しく咲き誇り、多くの訪れる人々を魅了しています。

また、しだれ桜の古樹はその周囲に広がる果樹・田園風景や山並みと一体となり懐かしさを感じる山里の原風景を形成しています。



錦秋の松川渓谷

「松川渓谷と笠岳山麓の自然美」  
上信越高原国定公園に指定されている山岳地帯に源を発する「松川」の渓谷には、豪快な滝のほか、春には山腹に点在する山桜が咲き誇り、秋にはカエデやブナ、ナナカマドなどの広葉樹が一斉に色づいて渓谷を錦織に覆います。

また渓谷沿いに八つの温泉が点在し、古くから湯治の宿癒しの温泉場として愛されてきました。



地力増進施設

「環境保全型の農村風景」  
高山村では家庭や事業所から排出される生ゴミやキノコ農家の廃おが粉、畜産農家の牛ふんを加工し良質な有機質肥料を製造する「地力増進施設」を昭和57年に開設し、現在は年間600トンの良質な堆肥を村内の農家に提供しています。



山田牧場

笠岳の山麓に広がる山田牧場は、春から秋にかけて牛馬の放牧が行われ、牧歌的な風景がスイスのような雰囲気を感じさせています。



ワインぶどう畑

りんご栽培では人工性フェロモンを利用し、殺虫剤の使用を抑えた減農薬栽培の取り組みを実施しています。

また平成17年からは村の気候と土壌を活かしたワイン葡萄の栽培に取組み、省力栽培や耕作放棄地の解消に成果を上げています。



高山村 水の中のしだれ桜

# 「日本で最も美しい村」連合への加盟を一緒に考えましょう Part.3

「日本で最も美しい村」連合は、小さくても輝く地域資源を持つ町や村が誇りを持ち、美しい地域づくりを行うこと。住民によるまちづくり活動を展開することで地域の活性化や自立を推進すること。景観、環境及び文化を守り活用することで観光的な価値を高め、地域の資源の保護と地域経済の発展に役立てることなどを目的として活動しています。

原村では昨年9月の原村議会全員協議会で連合への加盟を目指す方向で検討していくことが了承されました。

これを受けて皆さんと一緒に連合への加盟について考えるため、今回は「日本で最も美しい村」連合に加盟している高山村の様子をご紹介します。

問 総務課企画係 電話7917942

## もくじ

■「日本で最も美しい村」連合	2-4
■弘沢上フラワー団地	5
■第18回はらむらとしゃかんまつり	6-7
■臨時福祉給付金	
子育て世帯臨時特例給付金	8-9
■くらしの情報	10-13
■行政情報	14-15
■保健・福祉の掲げ板	16
■くらしのガイド	17
■はらむらとびっくす	18-19
■はじめましてもうすぐ2才です	20



●表紙写真／  
「菖蒲沢区甘酒祭」  
菖蒲沢区甘酒祭は、厄神祭ともよばれ、疫病がでないようにと明治時代から行われている伝統行事です。

甘酒祭の甘酒は通常の甘酒とは少々異なり、茶碗に盛って箸で食べるのが特徴です。濃厚で甘みが強くアルコールが入っていないため、お酒が飲めない方や子ども達もおいしく食べることができます。

この日も区民の皆さんはおいしそうに甘酒を食べ、区民同士交流を深めていました。

## 人の動き

・人口	7,884人	(-2)
・男	3,921人	(-1)
・女	3,963人	(-1)
・世帯数	3,058世帯	(+2)
・転入	23	
・転出	19	
・出生	2	
・死亡	8	

平成26年5月末現在。  
( )内は前月比。

# 原村 弘沢上フラワー団地

全16区画

～豊かな自然に囲まれた環境が魅力な住宅地～

村の中心地に程近く、生活・文化・交通など、暮らしやすい快適な生活環境が整った立地条件の住宅地です。

**弘沢上フラワー団地のご購入希望者をご紹介ください!**

原村土地開発公社では、「弘沢上フラワー団地」の購入者をご紹介いただいた方に、紹介謝礼金をお支払する【住宅分譲地紹介謝礼金制度】をはじめました。

**謝礼金 1区画につき 30万円**

【対象者】個人または業者（個人の場合は購入者と同一世帯に属さない者）  
 【支払い条件】  
 ・購入希望者が分譲申込書を提出する前に、当社に「購入者紹介書」を提出すること。  
 ・紹介した宅地の売買契約が締結され、分譲代金が完納された場合に限り。

**【分譲地面積・価格】**

区画	面積	価格(坪単価)
①	409.99㎡ (124.0坪)	883.9万円 (71,282円)
②	365.34㎡ (110.5坪)	787.7万円 (71,285円)
③	352.33㎡ (106.6坪)	売却済
④	337.83㎡ (102.2坪)	766.9万円 (75,039円)
⑤	334.28㎡ (101.1坪)	758.6万円 (75,035円)
⑥	328.95㎡ (99.5坪)	売却済
⑦	369.26㎡ (111.7坪)	売却済
⑧	372.48㎡ (112.7坪)	845.7万円 (75,040円)
⑨	438.49㎡ (132.6坪)	995.0万円 (75,038円)
⑩	379.27㎡ (114.7坪)	860.7万円 (75,039円)
⑪	379.57㎡ (114.8坪)	売却済
⑫	382.78㎡ (115.8坪)	868.9万円 (75,035円)
⑬	405.95㎡ (122.8坪)	921.5万円 (75,041円)
⑭	354.24㎡ (107.2坪)	804.4万円 (75,037円)
⑮	350.26㎡ (106.0坪)	795.4万円 (75,038円)
⑯	494.82㎡ (122.5坪)	919.2万円 (75,037円)

**【案内図】**

**分譲地の位置**  
 中央道出入口から約100mほど進み左折、350mほど進み左折「現地分譲」の看板あり

**【周辺施設】**

- 原村役場、原小学校……(徒歩約15分) 約1.2km
- 原村保育園、原村図書館……(徒歩約16分) 約1.3km
- 原中学校……(徒歩約20分) 約1.7km
- Aコープ原村店……(徒歩約16分) 約1.3km
- 原郵便局……(徒歩約17分) 約1.4km

**申込資格**

- ① 自らが居住するための住宅用地を必要としている方。
- ② 宅地の引渡しを受けてから3年以内に、住宅(一戸建てに限る)を建築し入居できる方。
- ③ 当社が別に定める期日までに、売買代金の納入ができる方。

**その他**

- ① 分譲に関する詳細は、原村土地開発公社事務局窓口にて備付けの「分譲地案内」をご覧ください。
- ② 分譲地案内には、注意事項や宅地分譲詳細が記載されていますので必ず事前にお読みください。
- ③ 分譲地案内は村ホームページでもご覧いただけます。

**【分譲地情報】**

- 所有地/建設費(原村)・水(弘沢) ●地目/宅地 ●所有者/原村土地開発公社 ●用途地域/無指定 ●道路/利道(アスファルト舗装) ●電気/中部電力株式会社 ●ガス/各戸プロパンガス ●水道/原村上水道(加入金911円/4,200円必要) ●し尿及び雑排水/公営下水道(負担金千円) ●排水/流路側溝より河川排水

※土地面積は確定面積で、登記面積と一致しています。分譲地案内には、法面・ブロック組みを含みます。

**魅力的な原村の施策**

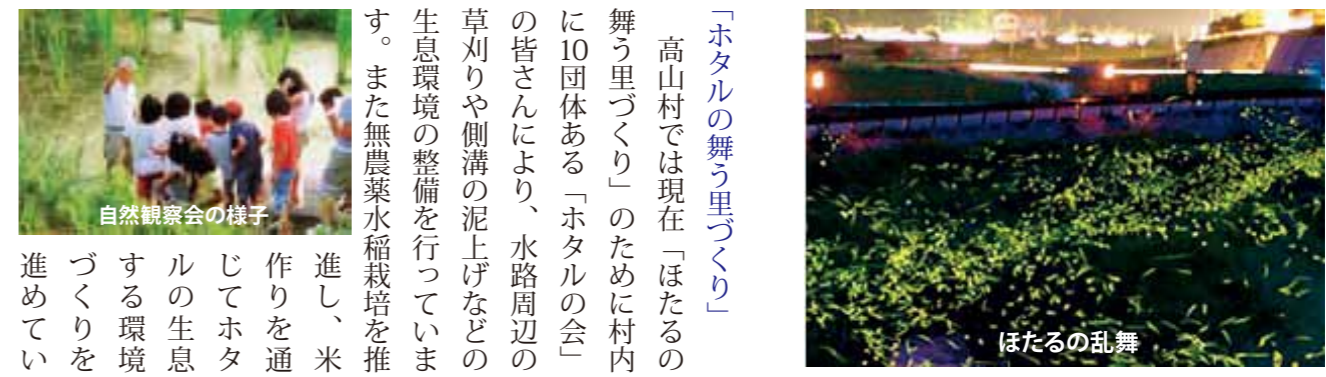
- ① **若者定住促進新築住宅補助金**  
 若者の定住を促進するために、平成18年度から平成27年度までに住宅の新築または新築住宅の購入をした場合に、30万円を補助します。
- ② **太陽光発電システム設置補助金** (平成26年4月1日～平成29年3月31日まで)  
 環境にやさしいまちづくりを推進するため、一般住宅用の太陽光発電システムの設置に関する費用の10%以内(上限あり)を補助します。
- ③ **医療費特別給付金**  
 65歳以上の高齢者や18歳までのお子さん、障害者、ひとり親家庭等の医療費を無料化しています。
- ④ **保育料の負担軽減**  
 保育料について、同時利用問わずに第2子は半額、第3子以降を無料とし、子育て負担の軽減を図っています。

※上記については条件や上限がありますので、詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ.....

**原村土地開発公社事務局** (原村役場 2F 総務課企画係内)

〒391-0192 諏訪郡原村 6549-1 TEL.0266-79-2111 FAX.0266-79-5504 URL http://www.vill.hara.nagano.jp/



「ホタルの舞う里づくり」  
 高山村では現在「ほたるの舞う里づくり」のために村内に10団体ある「ホタルの会」の皆さんにより、水路周辺の草刈りや側溝の泥上げなどの生息環境の整備を行っています。また無農薬水稲栽培を推進し、米作りを通じてホタルの生息環境づくりを進めています。

「花街道整備事業」  
 村に訪れる方を心温かく迎え、住民が気持ちよく道路を利用できるように、県の地域発元気づくり支援金を活用し、区・育成会・老人クラブなどの団体や住民ボランティアにより主要な道路沿いに花や樹木を植栽し、美しい景観づくりを推進しています。

高山村では平成20年に「人と自然が共生し山里の原風景

を次代に継承する」ことを基本理念とした景観条例を県の村で初めて制定し、美しい景観の継承に努めてきました。

また持続可能な農業を目指し、村内で生産した有機肥料の使用や減農薬栽培など全国に先駆けて環境に優しい農業を推進してきました。

ほかにエネルギーの地産地消を目指し一般家庭への太陽光発電の普及を推進しているのに加え、現在、松川の流水を利用した小水力発電の開発を行っている。2015年秋には800世帯分の電力をまかなう小水力発電所が稼働する予定です。

行政と住民が一体となったこれらの取り組みが、村全体に環境や景観を守り、美しい村を作っていくという意識を高め、「日本で最も美しい村」連合への加盟につながりました。

## 特殊詐欺に注意しよう

県内だけでなく、全国的に特殊詐欺の被害が広がっています。

今年3月、村内でも一人暮らしの高齢者が息子をかたる男に現金800万円をだまし取られる詐欺被害が発生してしまいました。

民生児童委員協議会や原村駐在所、更生保護女性会など5団体は、高齢者が被害に遭わないよう、それぞれの団体が情報を共有できる情報ネットワークの設立を求める要望書を清水村長に提出しました。

村では、原村防犯組合を中心に、詐欺被害の防止に取り組んでいくことになりました。被害に遭わないために、留守番電話機能を活用したり、家族で合言葉を決めるなど防犯対策を講じましょう。

要望書を受け取る清水村長

22日(日)

### ★クラフト制作～消防自動車を作ろう～

《午前10時30分～》

〈講師〉  
**阿部 嘉明さん**

申込みが必要です。  
6月16日(金)までに原村図書館  
(電話70-1500)へお申込みください。



### ★講演 《午後1時30分～》

## 福井恵樹さん「絵本の見方、楽しみ方」

《福井恵樹さんプロフィール》

1943年、佐賀県唐津市に生まれ、慶応義塾大学文学部英文科を卒業後、富山房を経て1969年福音館に入社。

1975年より、「こどものとも」の編集に携わり、1983年から85年まで編集長を務める。月刊「たくさんのふしぎ」編集部を経て2006年退職。

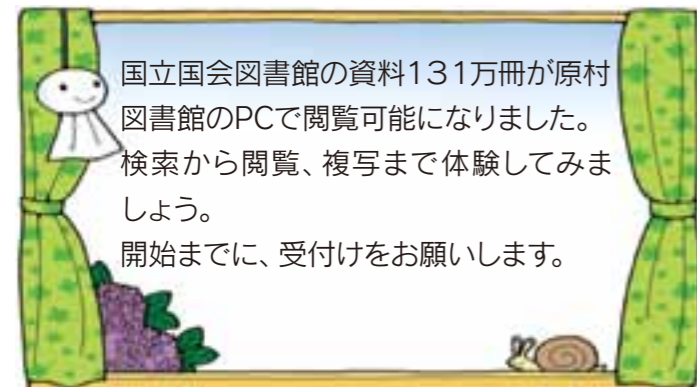
翻訳には、『世界むかし話(中南米)』絵本『ぼくのぼうし』などがある。神奈川県在住。

★子どもの本のあるべき姿について、ご講演いただきます。



「世界むかし話(6)」(ほるぷ出版)  
武田鎮三郎:絵 福井恵樹:訳

### ★国立国会図書館デジタルコレクション 体験ツアー《21日、22日午後3時～》



国立国会図書館の資料131万冊が原村図書館のPCで閲覧可能になりました。検索から閲覧、複写まで体験してみましょう。開始までに、受付けをお願いします。

### ★レファレンス◇クイズ (しらべもの)

アルセーヌ・ルポンに盗まれた謎をシャーロック・ホームズと一緒に探そう!!

きみも名探偵だ!  
★景品もあるよ★

## 第18回 はらむら としょかんまつり

開催日 6月21日(土)・22日(日)

楽しさもりたくさんです。♡ご家族みなさんでお出かけください。

21日(土)

### ★人形劇 《午前11時～》

人形劇団「赤とんぼ」

演目

「ムジナと小坊主」

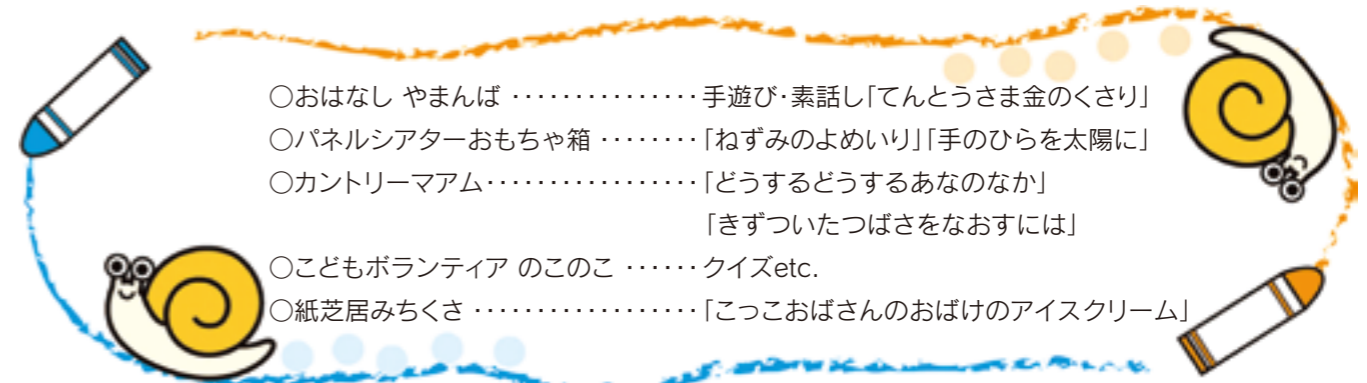
「すてきなカレーラーメン」

・「赤とんぼ」プロフィール

「テレビ文化の中で育っている子どもたちに生の舞台の良さを体で感じてほしい。そのために良い舞台を作ろう。家族みんなと一緒に舞台を観て話ができれば」と活動を続けて36年になります。

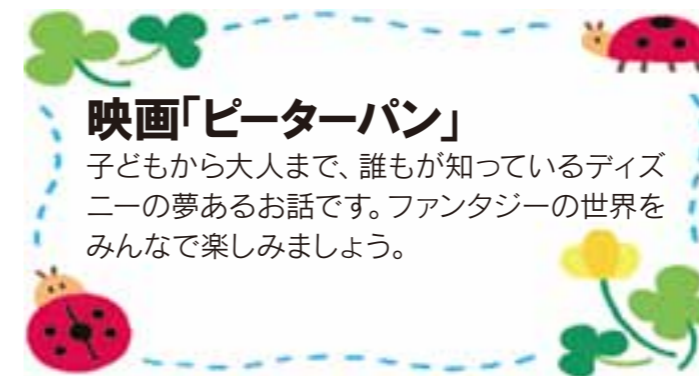


### ★おはなし会 《午後1時30分～》



- おはなし やまんば ……手遊び・素話し「てんとうさま金のくさり」
- パネルシアターおもちゃ箱 ……「ねずみのよめいり」「手のひらを太陽に」
- カントリーマアム ……「どうするどうするあなのなか」  
「きずついたつばさをなおすには」
- こどもボランティア のこのこ ……クイズetc.
- 紙芝居みちくさ ……「こっこのおばさんのおばけのアイスクリーム」

### ★映画《午後3時30分～》



#### 映画「ピーターパン」

子どもから大人まで、誰もが知っているディズニーの夢あるお話です。ファンタジーの世界をみんなで楽しみましょう。

### 古本・古雑誌おわけします。

21日(土)・22日(日) 午前10時～午後5時

場所 2階 廊下・小会議室

古い図書、雑誌を無料で差し上げます。  
ご自由にお持ち帰りください。



## 臨時福祉給付金

### ○支給対象者

・平成26年度分の住民税が課税されていない方が対象です。

※課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合  
※生活保護の受給者である場合などは除きます。

### ○支給額

・1人につき **10,000円**  
・下記の《加算対象者》は1人につき**5,000円**を加算

#### 《加算対象者》

・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者  
・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など※

※平成26年1月分の手当を受給している方が対象です。

## 子育て世帯臨時特例給付金

### ○支給対象者

次のどちらの要件も満たす方が対象です。

- ①平成26年1月分の児童手当・特例給付※を受給
- ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満(表2の限度額目安未滿かどうか)

※特例給付とは、所得が高額な方に児童1人当たり月額5,000円を支給しているものです。

### ○支給額

対象児童1人につき **10,000円**

### ○対象児童

・支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

ただし、「臨時福祉給付金」の対象となる児童・生活保護の受給者となっている児童などは除きます。

表1【住民税が課税されない所得水準の目安(非課税限度額)】

(給与所得者)		非課税限度額※ (給与収入ベース)
区分		
単身		93万円
夫婦		137.8万円
夫婦1人		168.3万円
夫婦2人		209.9万円

(公的年金等受給者)			非課税限度額※ (年金収入ベース)
区分			
単身	65歳以上		148万円
	65歳未満		98万円
夫婦	65歳以上		192.8万円
	65歳未満		142.8万円

※生活保護基準3級地(原村)における非課税限度額。

表2【児童手当の所得制限限度額(給与収入ベース)】

区分 (扶養親族等の数)	限度額目安 (給与収入ベース)
子1人(1人)	875.6万円
夫婦1人(2人)	917.8万円
夫婦2人(3人)	960万円

## 申請方法

- 申請先 : 保健福祉課 社会福祉係(地域福祉センター内)  
※平成26年1月1日時点で住民票がある市町村に申請をしてください。
- 申請期間: 平成26年7月14日(月)~平成26年10月14日(火)  
※予定となっているため、日付が前後する場合があります。
- 提出書類: 申請書は対象となる可能性のある方に7月11日以降順次郵送します。  
※子育て世帯臨時特例給付金の対象の公務員の方には、所属庁から申請書が送付されます。

### 本人確認書類

住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し

### 指定した口座が確認できる書類

金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)がわかる通帳やキャッシュカードの写し

## ご注意

- ・受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です。
- ・原則として、申請期間外の申請や平成26年1月1日時点で原村に住民票がない方の申請は受け付けられません。
- ・村民税が未申告の方には申請書が送付されません。事前に、村民税の申告を行なっていただく必要があります。
- ・申請期間などは、各市区町村により異なります。事前にその市区町村に確認してください。
- ・老齢基礎年金など、臨時福祉給付金の加算対象の年金・手当などについて裁定等の請求が可能で、まだ行っていない方は、平成26年9月30日までに裁定等の請求を行なっていただく必要があります。

# お知らせします。2つの給付金。

## 臨時福祉給付金

所得の低い方の負担を緩和します。

消費税率の引上げに際し、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として実施します。

## 子育て世帯臨時特例給付金

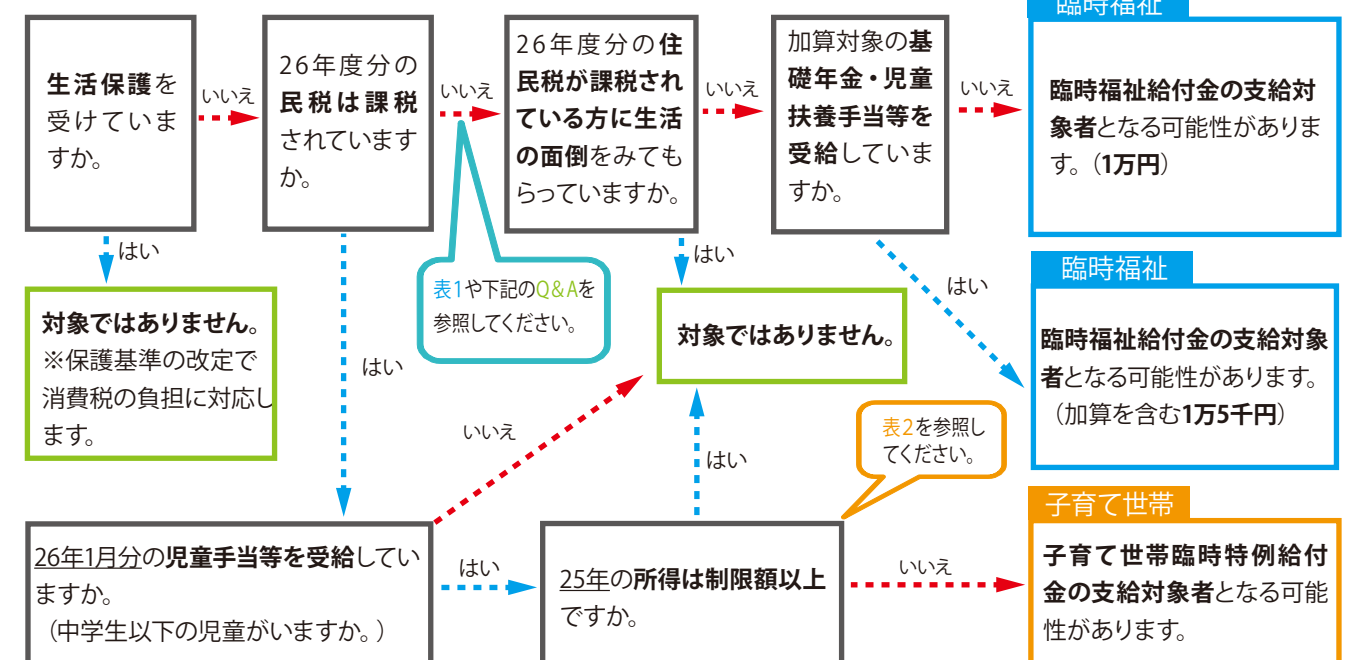
子育て世帯負担を緩和します。

消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えをはかる観点から、臨時的な給付措置として実施します。

注) 受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です。

## 対象診断チャート

基準日は平成26年1月1日になります。



※当チャートはあくまで一般的な場合を想定しています。ご不明な点は原村役場または厚生労働省までお問い合わせください。

## Q & A

Q.自分が住民税を課税されているかどうか、どうすればわかりますか?

- A.例えば
- ①ご自身の給与支給明細書の「住民税」の項目に課税額が記載されている場合
  - ②介護保険料額決定通知書に記載されている「所得段階区分」で6段階以上となっている場合
  - ③ご自身の給与や年金の収入が表1の非課税限度額以上の場合には、基本的に住民税が課税されています。

Q.基準日(平成26年1月1日)以降に生まれた方や亡くなられた方は給付金の対象になりますか?

- A. [臨時福祉給付金]  
基準日に生まれた方は給付金の対象になりますが、基準日の翌日以降に生まれた方は対象となりません。また、基準日から支給決定がされるまでの間に亡くなられた方も、対象にはなりません。
- [子育て世帯臨時特例給付金]  
基準日に生まれた児童は対象児童となりますが、基準日の翌日以降に生まれた児童は対象児童となりません。また、基準日から支給決定がされるまでの間に亡くなられた児童も対象児童にはなりません。

## 問い合わせ先

- 制度に関するお問い合わせ  
厚生労働省 2つの給付金に関する専用ダイヤル: **0570(037)192**
- 申請方法に関するお問い合わせ  
保健福祉課 社会福祉係(地域福祉センター内) 電話: 79-7092